

発表題目

「法人類学からみる法整備支援—インドネシアにおける ADR（裁判外紛争処理）の受容」

本報告では、北スマトラ州・メダン地方裁判所での調査によって得られたデータを用いて、開発現象としての法整備支援について、そのローカルなレベルでの影響の一端を明らかにしたい。

どのような問題についてどのような法を整備するか、ということは、手続きとしてはひとつの国の内部で決定されることがらだといえる。しかし、たとえば外国企業を誘致する場合や、知的財産権をめぐる紛争事例などでは、複数の国家間の法的状況の差異が問題になり、国際的な議論が起きる。特に 1990 年代以降、途上国における法整備は、国際開発援助の一環となっている。1991 年のソビエト連邦の崩壊をきっかけに、いかにスムーズに社会主義からの移行と市場経済の導入を進めるかが課題となり、国際的な支援が進められた。その後、経済的な発展だけではなく、社会保障や教育なども含めた包括的な開発が目指されるようになったことで、法整備支援の対象となる国および分野は拡大をみせている。

現在では「未曾有の法整備支援ブーム」といわれるほどに、援助活動における一つの領域として定着しており、世界銀行は 1998 年、法整備は開発における重要な課題であると位置付けて、2007 年までに、約 400 もの事業を実施している。主に旧社会主義圏で資本主義に移行するための経済制度を整えることから始まった法整備支援は、広く途上国において、法の支配と民主化を達成するためのさまざまな試みとして広く展開されているのである。

実際の法整備支援は、大きく分けて、世界銀行や、国際通貨基金といった国際機関によるものと、日本による政府開発援助のような二国間の援助によるものがあり、それぞれに性格が多少異なっている。前者のような国際機関が行う支援は、国際基準を受け入れることで融資を行うという点で、受入国に対して強い影響力を持つのに対し、後者では、各国の法に対する姿勢がより鮮明になる傾向がある。また、支援の対象となる領域としては、具体的な法の制定だけではなく、関連する組織の設置、法曹など人材の育成といった領域があげられる。

こうした法整備支援は、支援を受け入れる国の広い意味での発展に寄与するものであるということができ、各国とも受け入れには積極的である。しかし実際の援助活動の進行にもなると、内政干渉になってしまうという危険性や、支援する国の法の押し付けになっているのではないかと、などという問題点も明らかになりつつある。

インドネシアでは、1998 年以降、法整備支援を受け入れている。アジア通貨危機によって不安定になった経済の立て直しに加えて、30 年にわたって権力の座にあったスハルト大統領が退陣した後、民主化が課題となっているのである。各国の援助機関によって、幅広い分野にわたる法整備支援が進められているが、他の領域における開発プロジェクトと同様に、それらの活動による効果が必ずしもあがらないという問題も引き起こしている。

法整備支援の持つこうした特徴がよくあらわれているのが、ADR（Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争処理）の推進である。ADR は、1990 年代以降のアメリカで発達した民事訴訟法学の理論で、直訳すると「代替的紛争処理」となる。ここで ADR は、法廷で行われる裁判、より限定するならば、裁判官が下す判決を代替することを目指しており、

調停・仲裁といった、判決以外の方法で紛争を終結させるような、さまざまな手法が含まれる。

従来の法律学では、誰もが必要なときに裁判所を利用できるような状態が、理想像として描かれてきた。たとえば交渉がうまくいかない場合に、第三者の介入によって合意に到達しようという試みは、裁判を起こす権利の侵害で、「前近代的」でさえあるということになる。しかし、徐々に、訴訟手続きに時間がかかる、手続きが複雑でわかりにくいといった問題が強く意識されるようになり、「紛争の性質によっては訴訟が最適であるとは限らない」という、これまでとは大きく異なる主張が行われるようになった。

司法システムの外で、個人間の紛争処理過程を記述してきた人類学の観点からすると、ADR への積極的評価は当然の帰結ともいえるが、法整備支援のなかで ADR は重要な論点のひとつとなっている。投資環境の整備という意味では、ADR によって煩雑な司法の手続きを回避し、私企業の自由な活動を保証するための手段となりうるし、また、固有の「文化」「慣習法」と、アメリカ生まれの新しい概念としての ADR とどう折り合いをつけていくのか、ということについては、人類学者をも加わった活発な議論がある。

インドネシアでも、ADR の導入に際して、「慣習法」を法的資源として活用することが目標として掲げられたが、それは決して単純な作業ではなく、法曹、法学者、紛争の当事者などさまざまな立場からの受け止め方がある。インドネシアにおいては、ADR の導入に際してどのような議論が行われ、また、その後どのような反応があるのだろうか。本報告では、ADR のインドネシアにおける制度的受容、および地方裁判所レベルでの反応を明らかにし、法整備支援の具体的な影響について、法人類学の慣習法研究の流れもふまえたうえで議論したい。